

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

の策定に係る意見交換会について

政策等の議題(テーマ) の名称及び検討事項	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の策定に係る意見交換会		
開催日時	令和2年8月23日(日) 午後1時30分から午後3時まで		
開催場所	厚木市保健福祉センター 6階ホール		
出席者数	15人		
担当課	介護福祉課	結果公開日	令和2年9月4日
会議の経過	1 開会 2 計画の概要(案)説明 3 意見交換 4 閉会		
	質問・意見の概要	市の考え方	
1	厚木市内における成年後見人は何人認定されているか。	家庭裁判所で選任しておりますので、成年後見人の数については把握しておりませんが、成年後見制度利用者数(令和元年12月末時点)は、551人となります。	
2	施策の主な取組の中に市民後見人の育成・支援とあるが、市民後見人は何人いるのか。あるいは、これから育成するということなのか。	市民後見人は、現在6人の方が登録されており、うち2人の方が活動しております。 成年後見制度の担い手を確保するためにも、市民後見人の更なる育成を図ってまいります。	
3	地域包括支援センターの設置数(10か所)を公民館数(15か所)に合わせてほしい。	「厚木市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例」に基づき、地域包括支援センターの人員配置基準を定めています。 条例では、第1号被保険者数(65歳以上の方)によって、人数及び3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が人員配置されています。	

		<p>公民館数に合わせると、現在の状況では、第1号被保険者数が3,000人未満となる地区があります。3,000人未満の場合、職員2人体制となり、3職種を揃えて運営することができません。</p> <p>そのため、適切な相談業務に影響が出ると考えられるため、現在、厚木市では地域包括支援センターの設置を10か所としております。</p>
4	<p>在宅福祉理髪サービス事業を地域包括ケア社会と関連付けしていただきたい。</p> <p>理美容事業者が地域包括ケア社会に参加でき、支え合いの一員になれるのではないかと。</p>	<p>在宅福祉理髪サービス事業は、ひとり暮らし高齢者の方、介護度の高い在宅者の方が日常生活を継続するための必要な支援であると考えております。</p> <p>地域包括ケア社会実現のため、高齢者の方の在宅生活を支える生活支援のサービスの一つとして必要不可欠であり、今後とも御協力いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>生活支援コーディネーターとは何か。</p>	<p>地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。</p> <p>主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。</p>
6	<p>判断能力が低下した方(認知症高齢者)に対しての理解の促進が必要ではないかと。</p>	<p>認知症は特別な疾患ではなく、誰にでも起こり得る脳の病気です。</p> <p>幅広い世代に対して、認知症と認知症予防に関する正しい知識の普及啓発と理解促進を図ってまいります。</p>
7	<p>在宅福祉サービスを請け負っている事業者がNPO法人を設立して、ワンストップでサービスが利用できるようにならないかと。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、在宅福祉サービスについては、広報等により広く市民への周知に努めていきます。</p>
8	<p>予防も大事だが、「(認知症や障がいになっても大丈夫だよ)」という取組の方が未来に向けて安心だし、素敵な政策ではないかと。</p>	<p>認知症でも、障がいがあっても地域で安心して暮らせるよう、認知症や障がい特性に対する正しい知識の普及啓発と理解促進を図ってまいります。</p>